

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う
大阪市個人情報保護条例の改正について（答申）

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 59 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 7 月 31 日付け大総務第 e-82 号により諮問のありました件について、次のとおり答申します。

1 個人情報の定義（条例第 2 条関係）

平成 27 年 9 月 9 日に公布され、平成 29 年 5 月 30 日から施行された個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個情法」という。）の改正法及び平成 28 年 5 月 27 日に公布され、平成 29 年 5 月 30 日から施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行個法」という。）の改正法では、個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確にされた。

個人情報の定義の明確化を図ることは、本市における個人情報保護制度の円滑な運営に資するものであること、また、条例の定義規定が法と同様であることは市民にとって分かりやすいものであることから、条例においても、個人情報の定義を改正することが適当である。

2 要配慮個人情報の定義等（条例第 2 条及び第 8 条関係）

改正後の行個法では、要配慮個人情報が定義されたとともに、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することとされた。

要配慮個人情報の定義の明確化を図ることは、本市における個人情報保護制度の円滑な運用に資するものであること、また、条例の定義規定が法と同様であることは市民にとって分かりやすいものであることから、条例においても、要配慮個人情報を定義することが適当である。

また、本人が自己に関する要配慮個人情報の利用の実態をよりの確に認識し得ることが望ましいことから、条例においても、個人情報取扱事務開始届に要配慮個人情報の有無を記載することとする旨を定めることが適当である。

3 専ら統計の作成又は学術研究の目的のための保有個人情報の利用・提供（条例第 10 条関係）

情報処理技術の発展に伴い、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を利用することは、それにより得られる成果が従来よりも大きくなり、その公益性が

高まっており、専ら統計の作成又は学術研究の目的のための保有個人情報の利用・提供のニーズも高まってきている。

そのため、条例において、専ら統計の作成又は学術研究のために保有個人情報を利用・提供するときであって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、当審議会の意見聴取の対象とすることなく、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を利用・提供することができる旨の、行個法と同様の規定を定めることが適当である。

なお、専ら統計の作成又は学術研究のために事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を利用・提供するに当たっては、次のとおり求める。

- (1) 統計の作成又は学術研究のうち、公益性が高く、かつ、営利を目的としないものに限ること
- (2) 統計の作成又は学術研究の目的に応じ、可能な限り特定個人が識別されるおそれを低減させる措置を講じるなど、本人の権利利益を不当に侵害することがないように適正な運用の確保に努めること
- (3) 当審議会において適正に運用がなされていることを確認するため、利用・提供した理由を付して運用状況を報告すること

4 電子計算機の結合の制限（条例第 12 条関係）

条例第 12 条は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、本市以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行うこと（以下「オンライン結合」という。）を禁止し、例外として公益上特に必要があると認めるときに、本市以外のものとオンライン結合を行おうとする場合は、原則として、あらかじめ当審議会の意見を聴かなければならない旨を定めている。

一方、行個法では、IT を活用した個人情報の利用の拡大は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や、行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、実態に即しないし、合理性を欠くとしてオンライン結合を禁止していない。

また、平成 29 年 5 月 19 日付け総行情第 33 号「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」においても、「行個法では、オンライン結合を禁止しておらず、地方公共団体においても、IT の活用により行政サービスの向上や行政の効率化が図られていることから、オンライン結合制限については、行個法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。」とされている。

オンライン結合を用いた個人情報の提供に関する国の取扱いやこれまでの本市における運用状況を踏まえ、公益上の必要性が高く、又は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる次の場合には、当審議会の意見聴取の対象外とする旨を定めることが適当である。

- (1) 法令等に定めがある場合
- (2) 本人と結合する場合
- (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人と結合する場合

なお、意見聴取の対象外となるオンライン結合については、当審議会において適正に運用がなされていることを確認するため、当面の間、運用状況を報告されたい。